活動のポイント

①生活リズムの中で

活動の第一歩は日常的な見守りです。生活する中で、無理をせずできることからはじめてください。

②ひとりで抱えない

活動中の問題・課題については、ひとりで抱えようとせず、民生委員・児童委員、社協、行政などの関係機関と連携して問題解決に努めてください。

③社会資源の把握と活用

社協支部･市社協の活動内容の他、地域にある施設や公共機関、各種福祉サービスなどを知ってください。

④秘密厳守

福祉委員もその地域に住む住民の一人です。お互いの信頼関係のためにも、相談支援や、社協支部活動以外に情報を漏らさないようにお願いします。

見守りでは、どうしても家庭内のプライバシーにふれることとなりますが、必要以上にプライバシーにとらわれると活動自体が取り組めません。活動によって知り得た情報については、問題を解決することのみに活用し、それ以外には口外しないようにしましょう。当事者からの個人情報は、信頼関係の上に成り立っています。

特に プライバシー（個人情報等）への配慮をよろしくお願いします。

福祉委員が相談を受けてからの流れ

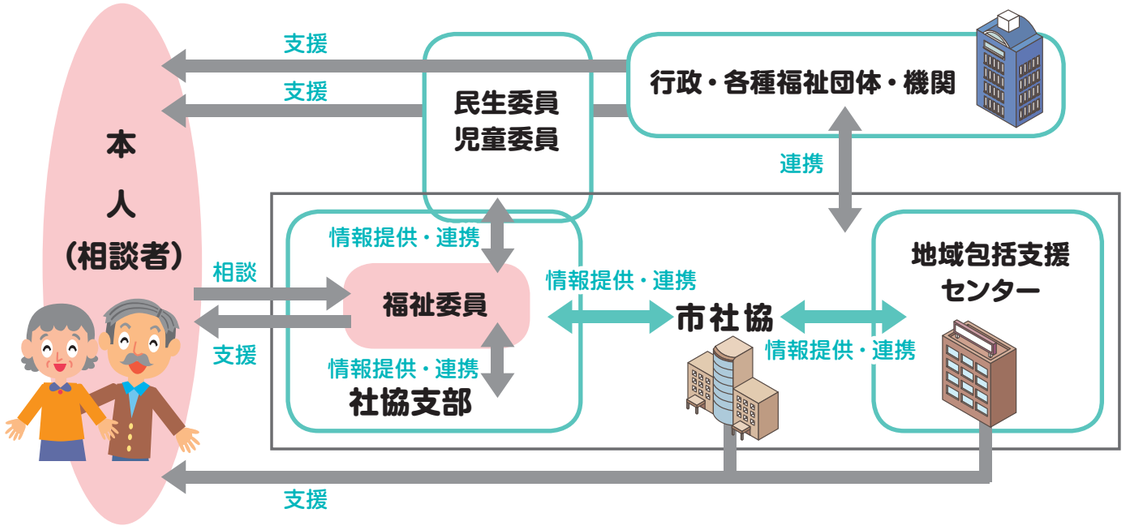

笠岡市社会福祉協議会

福祉委員 活動の手引き

ダイジェスト版

『みんなで支えて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指して

地域福祉の要！

福祉委員とは

福祉委員とは、社協支部に属した地域福祉活動推進の役員さんです。みなさまの住んでいる身近な地域での福祉課題や情報を把握し、社協支部の構成員として活躍するボランティアです。

福祉委員の活動内容

①地域のアンテナ・パイプ役

地域住民の現状をすぐに把握できるのは同じ地域に住む方です。制度がいくらあっても必要な人が“知らない”ことで利用できなければ、意味の無いものとなります。地域の困りごとや心配ごとなどを把握し、地域住民の変化など気がついたことがあれば、その情報を地域の民生委員・児童委員や社協等へお知らせする役目をお願いしています。

②社協支部活動やふれあいサロンなどの参画・協力、見守り活動の推進

人々とのつながりを深め、困っている人が少しでも安心して暮らしていけるようにご協力をお願いいたします。

また日常生活の中で『困っている人』『気になる人』に対して、各種団体（民生委員・児童委員等）と連携をしながら、無理なく出来る範囲での『声かけ』『見守り』等をお願いします。

また社協支部からの依頼に基づき、地域福祉活動をお願いいたします。

③福祉意識に関する啓発活動（生活・福祉に関する情報等の周知）

住民同士の助け合いが出来る社会の中で、自然に次世代へのささえあい（人と人とのつながりの必要性）の理解が促進されるものと考えます。

福祉に関するサービスや情報を地域の方に広めて、また社協支部の活動に参加、協力していただくことで、地域住民への情報提供とお互いのつながりも広げてください。

④専門職（ケアマネージャー、福祉事業所・団体、関係機関等）との連携

本人や家族の利益となる専門職への情報提供や支援を、市社協や社協支部の依頼に基づきご協力をお願いいたします。

いませんか？

地域のたとえばこんな気がかりな人

近所に住んでいる方について、気がかりなことはありませんか？
『あれ?』『おかしいな?』という気づきがとても大切になってきます。

一晩中電気がつけっぱなし・
夜になっても明かりがつかないなど

郵便物や新聞が
郵便受けにたまっている

家を訪問しても、
顔を出してくれない

最近、外出している姿を
見かけなくなった

家の中から大声で
怒鳴る声が聞こえる

顔や腕などに
不自然なあざが多くなった

庭の手入れがされなくなったり、
洗濯物が干されなくなった

最近、顔色も悪く、
やせてきた気がする

周囲になじめていないようだ

話をすると、知り合いがなく
寂しいと悩んでいた

見慣れない人が
家に出入りするようになった

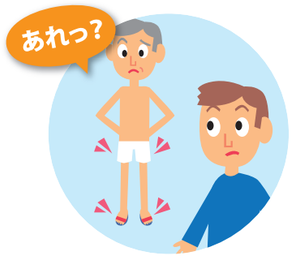

服装が不自然なまま
外出している

福祉委員活動の第一歩！

『あれ?』『おかしいな?』といった日常生活の中で感じる『ちょっとした変化』を気にしていただければ十分です！
普段の暮らしの中での日常的な声かけなどをとおして気がかりな人の発見をお願いします。また決して一人で抱え込むことなく民生委員・児童委員、社協支部の役員・市社協などへの関係機関へ情報をつなげてください。

関係機関一覧

（相談窓口等記入）

福祉委員（班長等）
さん
☎

社協支部　支部長
さん
☎

委員（　　）
さん
☎

福祉委員

民生委員・児童委員
さん
☎
さん
☎

笠岡市社会福祉協議会
☎ 62-3507
（携帯）080-5234-2567
笠岡市十一番町 15

地域包括支援センター
☎ 62-6662
（携帯）080-6329-3081
笠岡市十一番町 1-3

（障がい関係）
井笠圏域障害者相談支援センター
☎ 63-7295
笠岡市六番町 2-5
（岡山県備中県民局
井笠地域事務所第 2 庁舎内）

笠岡市役所
☎ 69-2313（高齢）
☎ 69-2133（障害）
☎ 69-2132（児童）
児童虐待 63-5151

（その他相談に関する情報）

無料法律相談	（市社協）　毎月第 3 金曜日　☎ 62-3507（要予約） （場所）笠岡市老人福祉センター（笠岡市十一番町 15） サンライフ笠岡（笠岡市十一番町 16-2）
	（協働のまちづくり課）毎月第 2 火曜日（ハガキで予約・広報誌で要確認） ☎ 69-2123 （場所）岡山県備中県民局 井笠地域事務所 第 2 庁舎内（笠岡市六番町2-5）
	（商工会議所）　毎月 26 日頃　☎ 63-1151（要予約）
有料法律相談	（岡山弁護士会）毎週木曜日　☎ 086-234-5888 笠岡市民会館で行います。※ 40 分 5,000 円＋税　要予約・確認
ほのぼの相談	民生委員が地区の相談を聞きます。毎週木曜日（10：00 ～ 15：00） ☎ 62-3507（場所）笠岡市老人福祉センター（笠岡市十一番町 15）
かさおか権利擁護センター	成年後見制度の相談受付　月～金（8：30 ～ 17：15）☎ 62-5590
	（場所）笠岡市老人福祉センター（笠岡市十一番町 15）

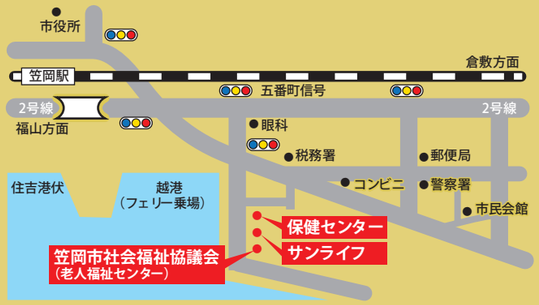

社会福祉法人
笠岡市社会福祉協議会
〒 714-0098　笠岡市十一番町 15
☎ 62-3507　Fax 62-3590